

京都市介護保険料徴収猶予実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市介護保険第1号被保険者の保険料（以下「保険料」という。）に係る介護保険法第142条に定める徴収の猶予（以下「徴収猶予」という。）に関し、京都市介護保険条例（以下「条例」という。）及び京都市介護保険規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(猶予の要件)

第2条 条例第11条第1項及び規則第31条第1項の規定による保険料の徴収を猶予する額は、その納付すべき保険料額の全額又は一部を一時に納付することができないと認められる場合に、納付することができないと認められる額を限度として、その徴収を猶予することができる。

2 前項の保険料には、特別徴収の方法により徴収する保険料を含むものとする。

(猶予の期間)

第3条 第2条第1項の規定により保険料を徴収猶予する場合の期間は、申請した日から1年以内の範囲において適当と認められる期間とする。

2 前項の期間内に、その猶予した金額を納付できないやむを得ない理由があると認めるときは、前項の期間とあわせて2年以内に限り猶予期間を延長することができる。

3 前項の規定により徴収猶予する期間を延長するときは、規則第31条第1項の規定を準用する。

(理由を証する書類)

第4条 規則第31条第1項に規定する徴収猶予を申請する場合の当該猶予の理由を証する書類とは、次に掲げる書類とする。

- ① 災害等に該当するとき り災証明書
- ② 収入の減少に該当するとき 所得申告書
- ③ その他区長が必要と認める書類

(猶予の承認)

第5条 区長は、徴収猶予を承認したときは、遅滞なく書面により納付義務者に通知しなければならない。

(猶予の取消)

第6条 区長は、徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その猶予を取り消し、その猶予に係る保険料の全部又は一部を一時に徴収することができる。

(1) 申請に際し、偽り又は不正の行為があったとき

(2) 徴収猶予した理由が消滅し、猶予する必要がなくなったとき

(3) 徴収猶予した保険料額について、分割して納付する期限を別に定めた場合、その期限を過ぎても当該保険料額を納付しようとしないうとき

2 区長は、前項の規定により徴収猶予を取り消したときには、遅滞なく書面により納付義務者に通知しなければならない。

3 徴収猶予した期間が経過したときは、前2項の規定を適用しない。

(補則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。